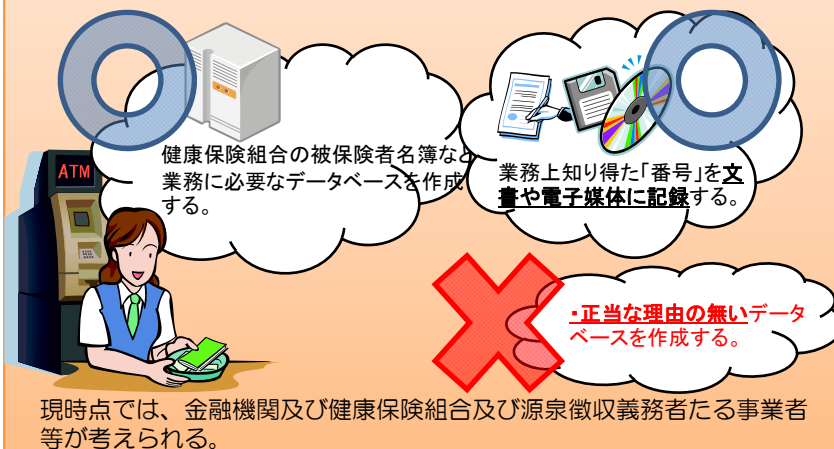


行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等



「番号」に係る個人情報とは、「番号」及び情報保有機関において、「番号」に紐づけられて保有され、情報連携基盤を通じた情報連携の対象となる社会保障及び税分野の個人情報をいう。この個人情報については、法令によりその利用範囲・目的が具体的に特定されることとなる。

法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者又はその従業者等



業務により「番号」を知り得た事業者又はその従業者等（左記により知り得た「番号」を除く。）

